附属書十(第十二章(自然人の移動) 関係) 自然人の移動に関する特定の約束

(第 編は、 英語により作成され、 この附属書の不可分の一部を成す。)

第二編 日本国の特定の約束

日本国 は、 この 編の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるオーストラリアの自然人

に対し、 入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 オーストラリアの短期の商用訪問者

業務連絡 (物品又はサービ スの販売 のための交渉を含む。)その他これに類似する活動 (日本国において

業務上 の拠点を設けるため $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{}$ 準備活動を含む。)に参加するため、 日本国内から報酬を得ることなく、 か

般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自ら物品若しくはサービスを提供することなく日本国に

滞在するオーストラリアの自然人については、 九十日を超えない期間 (この期間は、 更新することができ

る。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 オーストラリアの企業内転勤者

1 前 設立され、 任するもの又は当該企業が所有し、若しくは支配し、若しくは当該企業と関連し、 よって雇用されているものに限る。)であって、 0 オーストラリアの自然人(日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日 一年以上の期間にわたり、 若しくは 組織される企業に転任するものについては、 日本国において物品若しくはサービスを提供し、 当該企業の日本国における支店若しくは代表事務所に転 日本国における一 又は投資を行う企 かつ、 時的な滞在 日本国に \mathcal{O} 間 に次 お の直 業に į١ 7 \mathcal{O}

(a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動及び一時的な滞在が許可される。

いず

n

か

の活

動

に従事する場合には、

年間又は三年間

(この期間は、

更新することができる。

- (c) 企業の一又は二以上の部門を管理する活動(b) 役員又は監査役として企業を管理する活動
- (d) 物理学、 工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、 出入

国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号)に定める「技術」の在留資格において認めら

入 国

れるもの

(e) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び 法律学、 経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

難民認定法に定める「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

企業が他の企業と「関連」するとは、

当該他の企業が、

当該企業の財務及

び 事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

1 他又はeに規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動と

2

注釈

この附属書

の適用上、

は 1に規定する自然人が、 原則として、 大学教育(学士)又はそれ以上の教育を修了することによって

得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をい

第三節 オーストラリアの投資家 う。

日本国における一時的な滞在 の間に次のいずれかの活動に従事するオーストラリアの自然人については、

年間又は三年間 (この期間は、 更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動
- (b) 日本国 の者以外の者であって日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行

う活動

(c) 日本国における事業であって日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 自由職業サービスに従事するオーストラリアの自然人

リアの自然人であって、 法律、 会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次に定める資格を有するオーストラ 日本国における一 時的な滞在の間に次の いず ħ か の活動を行うもの (サービ こスを提

間は、 更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。

供するための契約を締結していることを必ずしも要求されな

\ \ \

につい

ては、

一年間又は三年間

(この期

- (a) 「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サー ビス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、

当該サー ビス提供者については、 「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c) 「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

- (d) 海 事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービ ス
- (e) 公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、 監査及び簿記 のサービス
- (f) ·税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービ ス
- (g) 「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (h) 「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サ Ė
- 「土地家屋調査士」 としての資格を有する土地家屋調査士 が提供する法律サ ピ ス

としての資格を有する社会保険労務士が提供する法

は律サー

E

ス

(j)

(i)

社会保険労務士」

第五 節 日本国にある公私 の機関 との 間 \mathcal{O} 個 人的な契約に基づき高度の 水準 \dot{O} 技術又は知

とする事業活動に従事するオーストラリアの自然人

1 れ ることができる。)、 カン 日 本国にある公私 の事業活動に従事するオーストラリアの自然人については、 の機関との間 入国及び一時的な滞在が許可される。 \mathcal{O} 個 人的 な契約に基づき、 日本国における一 年間又は三年間 時的 にな滞在 <u>こ</u>の 期間 . (T) 間に次の は、 更新す ()

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、 出入

識

感を必要

国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 日 本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び 法律学、 経済学、 経営学、 会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

難民認定法に定める「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づくもの

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準 の技術又は知識を必要とする活動とは、 1に 規

学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動を . う。

定する自然人が、

原則として、

大学教育

(学士)

又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科

注 釈 1 (\bar{a}) に定め る要件を満たす活動には、 建築サービス、 土木サービス並 びに 都市計 画 及び景観設計

サ ĺ ビスに関連する活動を含む。 16に定める要件を満たす活動には、 会計、 監査及び 簿記 \mathcal{O} サ ピ

ス、 専門デザイン サービス、貿易見本市及び展覧会の開催に係るサー - ビス、 旅行業サー ビス並 びに

観光客の案内サービスに関連する活動を含む。

第六節 同行する配偶者及び子

1

第二節から前節までの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたオーストラリアの自然人に同行

する配偶者及び子については、原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間、 入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留資格において認められる日常的な活動に従事するこ 国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該配偶者及び子が、当該自然人から扶養を受け、かつ、 出 入

2 1の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、 申請があった場合には、 出入

とを条件とする。

国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労するこ

とが認められるものに変更することができる。

注釈 この節 の規定 の適用上、 「配偶者」又は 「子」とは、それぞれ日本国の法令に基づいて認められた

配偶者又は子をいう。